（案）

令和３年度　幕張海浜公園管理運営に関する年度協定書

千葉市（以下「本市」という。）と●●●●●●●●●●●（以下「事業者」という。）とは、令和●年●月●日付けで本市事業者間で締結した「幕張海浜公園管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第２０条の２第２項の規定により、令和●年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　この協定の期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとする。

（管理運営料の額）

第２条　基本協定第２０条の２第１項に規定する管理運営料の額は、●●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（端数の処理）

第３条　当該事業年度に係る管理運営料の額に１２分の１を乗じて得た額に係る１円未満の端数については、最初の月次管理運営料に含めるものとする。

（疑義等の決定）

第４条　この協定に定める事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、本市事業者協議のうえ、定めるものとする。

（利益等の還元方法）

第５条　基本協定第３９条第３項で規定する利益の還元は、本市の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、本市事業者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和●年●月●日

本　市　千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市

千 葉 市 長　　●●　●●

事業者　●●●●●●●

●●●●●●●

●●●●●●●